

10月～来年3月の接種分が対象です 新型コロナワクチンの接種料金を助成します

町では、新型コロナワクチンを接種した町民の方に接種料金の助成を行います。手続きなどの詳細は次のとおりです。

○対象

- ・満65歳以上の方
- ・満60歳以上満64歳までの方で心臓疾患、腎臓疾患、呼吸器疾患等の内部障害で身体障害者手帳1級をお持ちの方で、医療機関で新型コロナワクチンを接種した方

○期間

10月1日(水)～来年3月31日(火)の接種分

○助成金

12,300円(1回のみ)

※1回の接種料金が助成金額に満たない場合は、かかった費用のみ助成します。また、生活保護世帯の方は全額町負担とします。

※国が定期接種用として定めたワクチンを期間内に接種した場合に助成対象となります。

○手続き方法

【町内の医療機関の場合】

- ・医療機関への予約は各自で行ってください。
- ・1回の接種料金のうち、助成額を差し引いた差額分のみ医療機関窓口で支払いください。
- ・助成の手続きは不要です。

【町外の医療機関の場合】

- ・医療機関への予約は各自で行ってください。ただし、事前に役場保健福祉課で「接種依頼書」の交付を受けてから接種してください。
- ・助成金は、申請後に払い戻しとなりますので、一度病院の窓口で全額を立て替え払いをしてください(接種料金は医療機関により異なります)。

※助成金は「新型コロナワクチン接種費用助成金償還払申請書」を役場保健福祉課に提出後、口座振込となります。

<申請に必要なもの>

接種したことが明記された領収証、印鑑、申請者の預金通帳の口座番号と口座名義人名がわかるもの

手続きの締め切りは
来年4月3日(金)!

○その他

医療機関によっては、予防接種の日時が決まっているところや予約制となっている場合がありますので、受診する前に各自で確認してください。

▼お問い合わせは、役場保健福祉課保健推進係(01372-7-5291)へ。